別表六(八)の次に次の一表を加える。

別表六（九）　試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

試験研究費の増加額に係る税額控除	試験研究費の額		1	円	平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除	平均売上金額 （別表六(十)「5」）	12	円
	調整前法人税額 （別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）		2			平均売上金額の10％相当額 (12)×$\frac{10}{100}$	13	
	試験研究費の増加額	比較試験研究費の額 （別表六(十)「10」）	3			平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額 (1)－(13)	14	
		基準試験研究費の額 （別表六(十)「11」）	4			試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
		増加試験研究費の額 (1)－(3) ((1)≦(4)の場合は0）	5			超過税額控除割合 ((15)－$\frac{10}{100}$)×0.2	16	
		増加試験研究費割合 $\frac{(5)}{(3)}$	6			平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (14)×(16)	17	円
		試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (6)≧30％の場合	7	0.3		当期税額基準額 (2)×$\frac{10}{100}$	18	
		試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (6)＜30％の場合 (6)	8			当期税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額）	19	
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (5)×((7)又は(8)) ((5)≦((3)×$\frac{5}{100}$)の場合は0）		9	円	当期税額控除可能額 ((11)の金額又は(19)の金額）		20	
	当期税額基準額 (2)×$\frac{10}{100}$		10		法人税額超過構成額 （別表六(二十五)「13の②」）		21	
	当期税額控除可能額 ((9)と(10)のうち少ない金額）		11		法人税額の特別控除額 (20)－(21)		22	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）